

マチ類資源保護区の概要 (沖縄海区漁業調整委員会指示)

- (1) マチ類の資源水準は低位であり、資源の保護が必要です。
 - (2) 禁漁期間中の保護区においては、漁業者、遊漁者ともに、ひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはいけません。
 - (3) 保護区の位置、禁漁期間は、「水納北」以外は、これまでと同様です。
- ※ 「水納北」の禁漁期間に変更があります(変更前: 1~6月⇒ **変更後: 3~7月**)。

平成30年度版

有効期間: 平成30年4月1日から5年間
(2023年3月31日まで)

お問い合わせ先
沖縄県農林水産部水産課 漁業管理班
TEL 098-866-2300

